

改正税表

て育ちのちいほ、産能増進明治三十二年法律第五号
第二号ニ第三号の規程を改定する。

理由

わが国産業設備の現状を見ると旧式設備のものが多く、又極度の酷使と補修難のための老朽化、外国技術との隔離による技術の立遅れ等が著しく、これら設備の更新及び近代化が急速に要請せられている。かかる要請にこたえるため、国産困難な外国機械類の輸入税を免除し、その輸入を促進する必要がある。

關稅定率法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

輸入税表中次の通り改正する。

二二一 豆類

- 一、大豆、緑豆 無税（原案 大豆一割 緑豆無税）
- 二、あづき、その豆及びえんどう 一割（原案の一割）
- 三、落花生 無税（原案一割）
- 四、その他（医薬用のものを除く） 一割（原案の一割）

但大豆 落花生は原案の一割の税率を存置し

昭和二十七年三月十一日迄の期間を限り無税とする
こと。

- 三二六 菓子 四割（原案三割五分）
- 三二七 ジャム、フルーツゼリー 三割五分（原案三割）
- 五一九 炭化水素油 （別表に掲げるものを除く）
- 一 原油、重油及び粗油 無税（原案一割）

改正税表
昭和二十六年三月九日
自由貿易港
税務局

但原案の一割の税率を存置
間を限り無税とすること。

七年三月十一日迄の期

一、六四七、航空機及びその部分品

無税（原案一割五分）

一、六四八、船舶

無税（原案一割五分）

但 原案の一割五分の税率を存置し昭和二十七年三月十一日
迄の期間を限り無税とすること。

備考

一、六八六、機械（別号に掲げるものを除く）の内産業の合理化を
促進する。

輸入産業機械に対する減免措置は産業合理化促進法（仮称）
にすること。

昭和二十六年三月九日

自由貿易港復興計画特別委員会

仮丸 350
七

人胡ハハハハ

以正院表

親在院明



